

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例		
主管課	警察本部交通企画課・交通規制課		
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号） 道路交通法（昭和35年法律第105号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）		
【改正の概要】			
1 改正の理由			
<p>道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたこと、及び県内のパーキング・チケット発給設備を全て撤去し、今後の運用が見込まれないことを受け、条例の一部を改正する。</p>			
2 改定がある手数料			
		手数料	
		改正前	改正後
道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可手数料	-	79,200円
道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可手数料	-	78,500円
道路交通法第49条第1項のパーキング・チケット発給設備による同項のパーキング・チケットの発給	パーキング・チケット発給手数料	1回につき 200円	-
施行日	令和5年4月1日		
【その他参考事項】			